

未来の起業家を育てる起業体験等プログラム事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年4月8日

旭川市長 今 津 寛 介

第1 契約担当部局

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター2階
旭川市経済部産業振興課
電話：0166-65-7047
FAX：0166-65-7048
メール：sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

第2 業務の概要

1 業務名

未来の起業家を育てる起業体験等プログラム事業

2 業務内容

(1) 目的

本事業は、旭川地域の高等学校や大学等に在学する学生が、ビジネスを通して地域や社会の課題の解決に取り組む社会起業家等と触れ合う機会を創出するとともに、社会課題の解決に向けたプランニングと、アクションにつながる伴走支援を実施することで、地域での起業という若年層の将来の選択肢の幅を広げることを目的とする。

(2) 業務内容

上記目的を達成するため、本事業では主として以下の内容を実施する。

ア セミナーの実施（7月中旬頃、3時間から4時間程度）

社会課題の解決に取り組む起業家を講師とし、参加者が社会課題とは何か、社会起業家はどういう取組をしているのかを知り、対話をすることができるセミナーを実施する。開催に当たっては、学生が参加しやすい曜日及び時間を検討すること。

(ア) 対象

旭川地域の高校生、高専生、専門学校生、大学生（以下「学生」という。）を中心とし、社会人の参加も可能とする。

(イ) 想定参加者数

80名程度

(ウ) 参加者の募集

参加者の募集は、WEB等を活用しながら行うとともに、多くの学生の参加を促すため、対象の学校等への周知を行う。

イアントレプレナーシッププログラムの実施（概ね8月から12月までに5回程度）

社会課題の解決に関心のある学生を募集し、セミナーの内容を深掘りするとともに、社会課題の解決に向けたプランニングとアクションに向けた伴走支援を実施する。プログラムの終了後に具体的なアクションに繋がるよう、内容を考慮すること。

(ア) 対象

学生

(イ) 受講者数

10名程度

(ウ) 受講者の公募

受講者は、WEB上のフォームなどを活用して公募することとし、受講者が10名程度となるよう、それぞれの想いや熱量を鑑みて選考すること。また、選考方法については、甲と協議を行うこと。

募集に当たっては、セミナー開催時に周知するほか、WEB等を活用しながら行うとともに、多くの学生からの応募を促すため、対象の学校等へ周知を行う。

ウ プログラムの実施手法

対面、オンラインどちらも可とするが、1回以上は対面により実施すること。

(ア) 集中講座（8月頃、連続する2日間）

社会課題やソーシャルビジネスを学び、考える集中講座を実施する。

(イ) 伴走支援（12月までに4回程度）

社会課題の解決に向けたプランニングとアクションに向けた伴走支援を実施する。

エ 報告会の開催（1月頃）

受講者の保護者や学校の先生などのほか、社会起業に関心のある企業や住民等の参加が見込める会場において、本事業の報告会を開催する。

(ア) 参加者

広く一般に募集する。

(イ) 参加者の募集

参加者の募集は、WEB等を活用しながら行う。

オ 成果物の作成、提出

本事業の成果として最終報告書を紙（A4、カラー刷り、1部）及び電子データで旭川市に提出すること。また、参加者及び受講者のアンケート調査を実施すること。

カ その他

本事業の実施に当たり必要な経費（消耗品購入費等含む。）は、全て委託料に含めることとし、受託者が負担することとする。

その他、本事業の目的を達成するために必要な事項について、適宜提案すること。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月13日まで

4 予算総額

6,550千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第3 参加資格要件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

1 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、上記資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には次の書類を聴取する。

- ア (法人の場合) 履歴事項全部証明書 ※3 か月以内のもの
 - イ (個人の場合) 身分証明書 ※3 か月以内のもの
 - ウ (法人の場合) 財務諸表 (貸借対照表, 損益計算書) ※直近 1 事業年度分
 - エ (法人・個人ともに) 納税証明書 (本店所在地の市町村税又は都税, 消費税及び地方消費税 (国税)) ※3 か月以内のもの
- 2 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - 3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても, 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - 4 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (会社更生法にあっては更生手続開始の決定, 民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと等, 経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - 5 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体, 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
 - 6 市町村税又は都税, 消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

第4 実施要領等の交付期間及び方法

未来の起業家を育てる起業体験等プログラム事業に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等 (以下「実施要領等」という。) の交付は, 次のとおりとする。

- 1 交付期間
令和7年4月8日 (火) から令和7年4月28日 (月) まで
- 2 交付方法
第1の場所で交付するほか, 旭川市経済部産業振興課のホームページからのダウンロードにより交付する。
URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/11218/11220/d081590.html>

第5 参加表明手続

- 1 参加表明書の提出
参加希望者は, 実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。
 - (1) 提出期限
令和7年4月28日 (月) 午後5時 (期限厳守)
 - (2) 提出場所
第1に同じ。
 - (4) 提出方法
持参又は郵送 (提出期限までに必着) によること。
- 2 参加資格の確認等
第3に定める参加資格要件の確認を行い, 確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に, 企画提案書の提出を要請する。
- 3 企画提案書の提出

2で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時（期限厳守）

(2) 提出場所

第1に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第7 受託候補者の特定

未来の起業家を育てる起業体験等プログラム事業に係る公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

第8 契約に関する基本事項

1 契約の締結

第7において特定された者と協議を行い、内容についての合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

4 支払条件

一括後払いとする。

第9 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- 3 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4 提出された書類は返還しない。
- 5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 詳細は実施要領等による。